

第75課 株式会社—株式会社の設立 その2

商法第165条以下にある諸規定をみると、株式会社の設立手続は相当厳格に規律されていることがわかる。また、設立を巡る違反行為については、民事責任とともに刑事責任まで問われる場合さえある。これはなぜなのか考えてみよう。

会社、特に株式会社の設立は、単一の権利義務の主体となる法人を作り出し、有限責任という形で、設立企画者や出資者の債権債務と会社の債権債務を切り離すところにその特徴がある。すでに見たように、株式会社の社員、すなわち株主は、利益が挙げられればいくらかでも受け取るが、その一方で損失については出資の範囲でしか責任を負わない。ということは、会社と取引をする会社外の債権者にとっては、債権の弁済を受けることのできる究極の担保は会社財産以外にはないことになる。したがって、設立の当初から、会社に一定規模の財産が現実に確保されており、その規模が公開され、かつ、設立者や会社にかかわる人々の責任の所在が明確化されていることが重要となる。また、会社の内部について言えば、株式数に応じた出資者の多数意思が経営担当者の選任などについて反映されるなど、公平公正なものでなければならない。

ところが、会社の設立方法について行きすぎた自由を認めてしまい、企画者が好き勝手な方法で設立できるようにしてしまうと、内部的には不公正あるいは不公平な、外部関係では財産的基礎のないような会社ができあがってしまい、出資者や債権者を害する結果となりかねない。甚だしい場合には、個人が自己の債務を免れるための「隠れ蓑」として会社を設立するなどということが現実にあり得るのである。

そこで、商法は、特に会社資産の確保という観点から様々な厳しい手続きを強行法規の形で規定している。例えば、出資金、つまり出資者からの株式の引き受け代金は、必ず現実に銀行又は信託会社の口座に払い込ませなければならない。かつ、設立登記が完了するまでは、事業資金とする目的であっても引き出すことができない。また、現実にこのような口座に金銭が払い込まれることを確保するため、予定された出資金が銀行又は信託銀行に保管されていることの証明書を提出しなければ設立登記ができないようになっている。また、払い込みを偽装するような行為については、発起人や最初の取締役実際に資金を払い込ませるような措置がとられ、かつ、行為によっては厳しい刑事罰が課せられる。

また、金銭に換えて、物で出資をしようという場合（これを「**現物出資**」という）などには、低い価値の物を不当に高く見積もって、実質的に会社の資産の確保を危うくするようなことがないように、裁判所が選任する「**検査役**」という特別の者による検査を受けなければならない。

1 重要語句

a 口座

出資金すなわち株式の払込金を保管には銀行又は信託会社（これらを「払込取扱機関（はらいこみとりあつかいきかん）」という）の口座を使うことが義務づけられている。払込取扱機関は払込金に保管義務を負い、会社の成立前に払込金を発起人などに返還してしまうと、会社成立後に、会社に対してすでに払込金を返還している、と主張することができなくなり、2重払いを強制される危険を冒すことになる。

b 払込偽装行為

現実には出資金の払い込みが行われていないのに、あたかもこれが行われたかのように装う行為をいう。このような行為が行われると、いくら表面的に会社財産があるように見えても、実際には財産がない会社ができあがり、債権者を害することになる。主なやり方として、発起人が、払込取扱機関となる銀行から借り入れをしてそれを払込金保管口座に預金して株式の払込金にあてるが、銀行との間で、借り入れを返済するまでその預金を引き出さないことを約束する「預合（あずけあい）」と呼ばれる方法や、別の銀行から借り入れをしてこれ払い込み資金とし、会社成立後に直ちにこれを保管口座から引き出して返してしまう、「見せ金（みせがね）」という方法がある。いずれも無効な行為で、当事者は民事責任や場合によっては刑事責任も問われる。

c 現物出資

株式の代金は金銭で払い込むのが原則であるが、一定の規律の下に、物や権利で代価を払うことも許され、これを「現物出資」という。例えば、会社を設立する際に、ある出資者が、金銭の代わりに自分の土地を提供し、その土地の価値に応じた数の株式を取得するなどである。この様な場合、土地の価値を適正に評価するのならば良いが、さしたる価値もない土地を過大に評価してしまうと、表面上は十分な財産があるようにみえても、実際には財産的基礎の欠ける会社となるという現象が起こりうる。そのため、現物出資については、小規模である場合や、その他一定の特別の理由がある場合を除き、それが適正なものであるか否かについて原則として検査が課されているのである。現物出資だけでなく、そのほかにも設立時に会社財産を危うくする可能性のある取り決めなどについては、裁判所の選任した監査役による調査が義務づけられる（商法173条第1項、第181条第1項）。このような、会社財産を危うくする危険性のある、通常と違った形を取る設立に関する取り決めなどを、「変態設立事項（へんたいせつりつじこう）」という。